

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	地域的な包括的経済連携（R C E P）協定の概要 ーアジア太平洋地域における新たな自由貿易の枠組みー
著者 / 所属	荒木千帆美 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	433号
刊行日	2021-4-14
頁	15-22
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210414.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の概要

— アジア太平洋地域における新たな自由貿易の枠組み —

荒木 千帆美
(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. RCEP交渉の経緯
3. 本協定の主な内容
4. 本協定の今後の課題

1. はじめに

2021年2月24日、第204回国会（常会）において、「地域的な包括的経済連携（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）協定」が提出された。本協定は東南アジア諸国連合（ASEAN）10か国及び日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド（NZ）の計15か国の間において、貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向け、市場アクセスを改善し、幅広い分野について新たなルールを整備するものである。

本協定の交渉は、2012年11月の交渉立上げ宣言以降、当初はインドも含めた16か国によって行われていた。インドは2019年11月の第3回RCEP首脳会議において交渉の離脱を表明し、その後日本を中心としてインドの復帰に向けた働きかけが行われたが、最終的には、2020年11月15日、第4回RCEP首脳会議（テレビ会議方式）の開催後、インドを除く15か国により本協定の署名が行われた。なお、インドについては将来的な加入等に関し閣僚宣言¹が採択され、①本協定発効日からのインドの加入、②インドが加入申請を行った際のRCEP署名国とインドとの交渉、③本協定加入前におけるRCEP会合へのオブザーバーとしての参加及びRCEP署名国が実施する経済協力活動への参加を可能とすることが確認された（4.（1）参照）。

本稿では、RCEP交渉の経過を概観し、本協定の主な内容及び今後の課題を概説する。

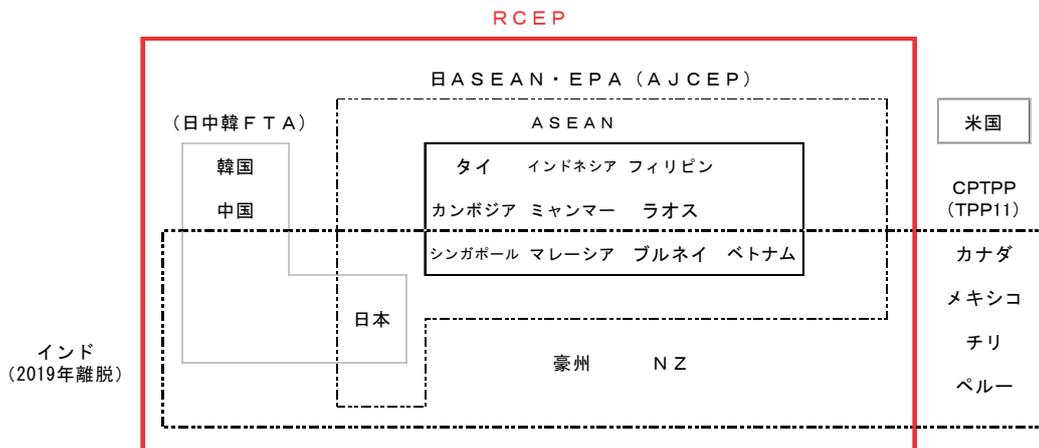
¹ 外務省ウェブサイト〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100114951.pdf>〉（令3.3.25最終アクセス、以下URLの最終アクセスの日付はいずれも同日である。）

2. RCEP交渉の経緯

(1) RCEP交渉の開始

2003年のASEAN+3（日中韓）首脳会議において、中国は東アジア自由貿易圏構想（EFTA）を提案し、2005年4月、同構想の民間研究が開始された。これに対し日本は、2006年8月のASEAN+3経済大臣会合において、ASEAN+3に豪州、NZ、インドを加えたASEAN+6²で構成される東アジア包括的経済連携構想（CEPEA）を提案し、2007年6月、こちらについても民間研究が開始された。2010年9月以降、ASEAN側は域外国も交えてEFTA案、CEPEA案双方に係る4つの作業部会³に関し議論を開始したが、2011年8月、日中が共同提案としてASEAN+3とASEAN+6双方に関する作業部会の設置をASEAN側に提示するに至った。2010年3月の環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉開始の影響もあり⁴、2011年11月、ASEAN側は日中共同提案を踏まえ、東アジア地域の包括的経済連携（RCEP）に係る3作業部会（物品貿易、サービス貿易、投資）を設立することで一致した。その後、2012年11月のASEAN関連首脳会議（カンボジア）の機会においてRCEP交渉の立上げが行われ、「地域の開かれた貿易及び投資環境を構築する現代的な、包括的な、質の高い、かつ、互恵的な経済連携協定を達成する」ことを目指す共同宣言文⁵が発出された。同時に「RCEP交渉の基本指針及び目的」⁶が承認され、ASEANを中心とし、参加国の異なる発展段階⁷を考慮した上で、国際的、地域的サプライチェーンへの参加国の関与を促進する等の方向性が示された。

図表1 RCEP交渉参加国



(出所) 筆者作成

² なお、6か国はいずれもASEANと自由貿易協定（FTA）を締結している。

³ 原産地規則作業部会、関税品目表作業部会、税関手続作業部会、経済協力作業部会

⁴ 中川淳司「広域FTAの動向（4）－RCEP－保護主義の高まり（1）－トランプ政権の保護主義的な通商政策－」『貿易と関税』（2020.10）33頁

⁵ 外務省ウェブサイト<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/11/pdfs/20121120_03_02.pdf>

⁶ 外務省ウェブサイト<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/11/pdfs/20121120_03_04.pdf>

⁷ 後発途上開発国（LDC。ASEANについてはカンボジア、ラオス、ミャンマー（CLM）を指す（2018年12月時点。））が念頭に置かれている。なお、本協定の前文においては、CLMにベトナムを加えたCLMVについて、柔軟な対応を考慮することが規定されている。

(2) インドの離脱と本協定の署名

RCEP交渉は、2013年5月の第1回交渉会合以降、2020年11月の第4回RCEP首脳会議まで、計31回の交渉会合、19回の閣僚会合、4回の首脳会議が行われた（図表2を参照）。このうち、2019年11月の第3回RCEP首脳会議においては、インドを除く15か国が全20章に関する条文ベースの交渉及び基本的に全ての市場アクセス上の課題への取組を終了したとする一方、インドには未解決の重要な課題があり、RCEP参加国が課題解決に向け相互に満足できるよう取り組むこと、インドの最終的な決断はこの課題の解決次第である旨の共同首脳声明が発出された⁸。インドのモディ首相は、首脳会議における演説の中で、RCEP交渉の7年間で世界経済や貿易のシナリオを含む多くの事柄が変化する中、本協定がRCEPの基本精神や合意された指針を十分に反映していない状況では、協定に参加することはできない旨述べている⁹（インドの離脱については4.（1）参照）。インドはこの後、交渉会合を欠席し続け、最終的に2020年11月15日の第4回RCEP首脳会議の開催後、インドを除く15か国で本協定の署名が行われた。これを受け、2021年2月24日、国会（衆議院）に本協定が提出された。

図表2 RCEP交渉及び関連する経済連携協定交渉の経緯

RCEP交渉	年	その他経済連携協定交渉等
	2002	1月 日・シンガポールEPA署名
	2003	12月 日韓EPA交渉開始
4月 中国提案のEAFITA（ASEAN+3で構成）民間研究開始	2005	12月 日・マレーシアEPA署名
	2006	9月 日・フィリピンEPA署名
6月 日本提案のCEPEA（ASEAN+6で構成）民間研究開始	2007	4月 日・タイEPA署名 6月 日・ブルネイEPA署名 8月 日・インドネシアEPA署名
	2008	3月 日本がAJCEP協定署名 12月 日・ベトナムEPA署名
	2010	3月 TPP協定交渉開始
	2011	2月 日・インドEPA署名
11月 ASEAN関連首脳会議（カンボジア）の機会にRCEP交渉立ち上げ	2012	11月 同左会議の機会において日中韓FTA交渉開始宣言
8月 第1回閣僚会合（ブルネイ）	2013	
8月 第2回閣僚会合（ミャンマー）	2014	7月 日豪EPA署名
8月 第3回閣僚会合（マレーシア）	2015	
8月 第4回閣僚会合（ラオス）	2016	2月 TPP12協定署名
9月 第5回閣僚会合（フィリピン）	2017	1月 米国がTPP12協定離脱表明
8月 第6回閣僚会合（シンガポール） 11月 第2回首脳会議（シンガポール）	2018	3月 CPTPP（TPP11）署名 7月 日EU・EPA署名
9月 第7回閣僚会合（タイ） 11月 第3回首脳会議（タイ）においてインドが交渉離脱	2019	10月 日米貿易協定・日米デジタル貿易協定署名
8月 第8回閣僚会合（テレビ会議） 11月 第4回首脳会議（テレビ会議）においてRCEP協定署名	2020	10月 日英EPA署名

（出所）筆者作成

⁸ 外務省ウェブサイト<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000534732.pdf>>

⁹ “India decides to not join RCEP agreement, Modi says deal does not address our concerns” India Today, November 4, 2019.

3. 本協定の主な内容

本協定参加国の国内総生産（GDP）の合計は、25.8兆ドル（世界全体の29%）、貿易総額（輸出額ベース）は5.5兆ドル（世界全体の29%）、域内人口は約22.7億人（世界全体の30%）を占める（いずれも2019年ベース）。本協定は前文、本文全20章及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から構成され、地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階や制度の異なる多様な国々の間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備するものである。また、日本にとっては中国、韓国と初めて経済連携協定（EPA）を締結することとなり、特に工業製品について、日本側が関税撤廃を獲得することとなった。以下、その概要を示す。

（1）物品市場アクセス

本協定の最終的な関税撤廃率（品目数ベース¹⁰、以下同じ。）は、RCEP参加国全体で91%となり、我が国の関税撤廃率は、いずれの国に対してもTPP（95%）より低くなっている。一方、我が国に対する関税撤廃率は、ASEAN構成国・豪州・NZが86%～100%、中国が86%、韓国が83%となっている（図表3を参照）。

図表3 本協定の関税撤廃率及び物品市場アクセスの概要（品目数ベース）

		ASEAN	豪州	NZ	中国	韓国	
日本市場へのアクセス	農林水産品※1	61%			56%	49%	TPP:82%
	工業製品	99%	100% ※2		98%	93%	
	計	88%			86%	81%	
14か国市場へのアクセス	農林水産品	※3	100% ※2		※3	※3	
	工業製品	92% ※4	98%	91%	86%	92%	
	計	86～100%			86%	83%	

参加国全体:91%(TPP:95%)

※1 重要5品目(米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物)は関税削減・撤廃から除外

※2 TPPにおいて100%関税が撤廃されている

※3 政府資料において未公表

※4 ASEAN10か国の関税撤廃率の平均

(出所) 外務省資料、農林水産省資料、経済産業省資料を基に筆者作成

このうち、中国及び韓国の農林水産品の日本市場へのアクセスに関しては、重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）が関税撤廃・削減の対象から除外されたことから、自由化率は低いものとなった。また、工業製品のうち自動車部品については、中国向けが約87%、韓国向けが約78%の品目について関税撤廃が実現した。とはいえ、11年、21年といった長期の段階的撤廃となっている品目が多く、日本側関心品目の関税を撤廃しない（除外・関税維持・関税削減）国も多く見られる¹¹。

¹⁰ 2012年HSコードに基づく関税撤廃率。「HSコード」とは、物品を輸出入する際の品目分類に用いる「輸出入統計品目番号」を意味する。

¹¹ 菅原淳一「『成長』が課題のRCEP TPP未満、WTO以上のメガEPA」『みずほインサイト』(2020.11.30)

(2) ルール分野

ルール分野の内容はおおむね日本が近年締結しているEPAと同様であるが、国有企業、労働、環境等についての章は設けられなかった。以下、主な内容を概説する（詳細は次頁図表4を参照）。

ア 原産地規則（第3章）

本協定においては、他の締約国の原産材料の累積を可能とする原産地規則が採用された。また、本協定が全ての署名国について発効した場合は、他の締約国での生産行為や付加価値も累積の対象に含めることを検討した上での見直しが義務付けられた（第3.4条）。なお、輸入締約国が同一の原産品について輸出締約国によって異なる関税率を約束している場合には、「関税率の差異」が適用され、追加的な要件を満たす必要があり（第2章：第2.6条）、輸出締約国による迂回を防ぐ規定となっている。

イ サービスの貿易（第8章）

本章においては、内国民待遇、市場アクセス、最恵国待遇義務等について規定している。サービスの貿易に係る義務については、締約国の事情に応じてネガティブ・リスト方式¹²とポジティブ・リスト方式¹³の併用となっている（第8.4条）。

ウ 投資（第10章）

本章においては、内国民待遇、最恵国待遇、特定措置の履行要求の禁止等を規定している。投資に係る義務についてはいずれの締約国もネガティブ・リスト方式が採用され、附属書Ⅲにおいて義務の適用が留保される分野等が規定されている。なお、投資家と国との間の投資紛争の解決手続（ISDS）についての規定はないが、協定発効後2年以内に、討議を開始する義務が規定されている（第10.18条）。

エ 知的財産（第11章）

本章においては、著作権及び関連する権利、商標、地理的表示（GI）、特許、意匠等の知的財産権の取得及び行使について規定されており、幾つかの規定は「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（WTO・TRIPS協定）を上回る保護を約束するものとなっている。例えば悪意による商標の登録出願を拒絶、又は登録を取り消す権限を自国の当局に付与する義務（第11.27条）等が挙げられる。

オ 電子商取引（第12章）

本章においては、電子商取引に影響を及ぼす締約国の措置に関するルールについて規定されている。このうち、関税不賦課については、締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課しないという「現在の慣行」を維持する義務が定められるとともに（第12.11条1）、電子商取引に関する作業計画に関連する更なるWTO閣僚決定を踏まえた見直しが規定されている（同条4）。また、コンピュータ関連設備の設置要求禁止（第12.14条）及び情報の電子的手段による越境移転の制限禁止（第12.15条）に関しては、①公共政策の正当な目的達成、②安全保障上の重大な利益保護のために必要であると認

5頁

¹² 原則全ての分野を自由化の対象とした上で、自由化を留保する措置や分野を列挙する方式。

¹³ 特定の約束を行った分野のみ自由化の対象とする方式。

める場合は例外的に妨げられないこととされている。また、デジタル・プロダクトの無差別待遇及びソース・コードの開示要求禁止については、いずれも本協定発効後の電子商取引に関する対話に際しての検討事項となっている（第12.16条）。

図表4 本協定の主なルール

章ごとの内容	ルールの詳細	世界貿易機関(WTO)協定、既存のEPAとの比較	
原産地規則 (第3章)	原産地規則	<ul style="list-style-type: none"> ・原産材料の累積が可能(第3.4条) →全ての国について発効後、生産行為や付加価値を累積の対象に含めることを検討した上での見直し義務を規定 →輸入締約国が同一の原産品について輸出締約国によって異なる関税率を約束している場合は、輸出締約国に「関税率の差異」が適用され、附属書Ⅰの自国の表に定める追加的な要件を満たす必要がある(輸出の迂回を防止)(第2章:第2.6条) 	累積規定は日ASEAN・EPA(AJCEP協定)と同様
	原産地証明	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者証明制度、認定された輸出者による自己申告制度 ・CLMは発効後20年以内、それ以外の国は発効後10年以内に輸出者又は生産者による自己申告制度の導入義務 ・日本については発効日から輸入者による自己申告制度が可能(第3.16条) 	TPPは輸入者、輸出者又は生産者自らが原産地証明書を作成することができる自己申告制度を採用
税関手続及び貿易円滑化 (第4章)	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入の前に税関当局が輸入品の関税分類等を教示する「事前教示」について、可能な限り90日以内に行い、教示内容を原則として少なくとも3年間有効とする(第4.10条) ・可能な限り48時間以内に物品の通関を許可する手続及び可能な限り6時間以内に急送貨物の引取りを許可する手続を採用・維持する(第4.11条) 	WTO協定以上(TPPとほぼ同等)	
サービスの貿易 (第8章)	<ul style="list-style-type: none"> ・内国民待遇(第8.4条)及び最恵国待遇(第8.6条) ・CLM、フィリピン、タイ、ベトナム、中国、NZ:ポジティブ・リスト方式(※1)ラチェット義務(※2)を規定(第8.7条) →発効後3年以内(CLMは12年以内)にネガティブ・リスト方式(※3)への転換のための手続を開始(第8.12条) ・それ以外の7か国:ネガティブ・リスト方式附属書Ⅲの2種類の表(A、B)のうち表Aについてラチェット義務を規定 ・フィリピンは最恵国待遇義務を負わない代わりに「透明性に係る表」を作成・公表する義務を負う ・CLMは最恵国待遇義務、「透明性に係る表」作成・公表義務のいずれも負わない 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの貿易に関する一般協定(WTO・GATS)はポジティブ・リスト方式 ・NZはTPPIについてはネガティブ・リスト方式 	
自然人の 一時的な移動 (第9章)	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の貿易、サービスの提供又は投資の遂行に従事する自然人の一時的な入国・一時的な滞在の許可及びその手続等を行う際のルールを規定 (「単純労働者」の受入れを義務付ける規定はない) 	既存のEPAと同様	
投資 (第10章)	<ul style="list-style-type: none"> ・内国民待遇(第10.3条)、最恵国待遇(第10.4条)、特定措置の履行要求の禁止(第10.6条):いずれもネガティブ・リスト方式 ・CLM、インドネシア及びフィリピン:附属書Ⅲの2種類の表(A、B)のうち表Aについてはスタンズスティル義務(※4) それ以外の10か国:附属書Ⅲの表Aにつきラチェット義務を規定(第10.8条) ・投資家と国との間の投資紛争の解決手続(ISDS)の規定:なし 発効後2年以内に討議を開始する(第10.18条) 	特定措置の履行要求の禁止規定のうち、貿易に関連する投資措置に関する協定(WTO・TRIMS協定)以上の内容として、ロイヤリティ規制の禁止及び技術移転要求の禁止を規定	
知的財産 (第11章)	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権の取得及び行使について規定 ・著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、特許、意匠等を対象とする 	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(WTO・TRIPS協定)を上回る規定あり	
電子商取引 (第12章)	<ul style="list-style-type: none"> ・関税不賦課:賦課しないという現在の慣行を維持(第12.11条) →ただし電子商取引に関する作業計画に関連するWTO関係決定を踏まえた見直しを規定 ・コンピュータ関連設備を自国の領域内に設置することを要求してはならない(第12.14条)(※5) ・事業実施のために行われる情報の電子的手段による越境移転を妨げてはならない(第12.15条)(※5) ・デジタル・プロダクトの無差別待遇及びソース・コードの開示要求の禁止等は電子商取引に関する対話に際しての検討事項(第12.16条) 	TPP・日米デジタル貿易協定と比較すると低い水準	
政府調達 (第16章)	<ul style="list-style-type: none"> ・協定の適用対象を中央政府機関が行う政府調達に関する法令及び手続とする(第16.2条) 	TPP等は中央政府に加え地方政府も対象としている	

- ※1 特定の約束を行った分野(本協定では附属書Ⅱに記載)のみ自由化の対象とする方式
- ※2 義務に適合しない措置を協定に適合しない方向に改訂すること、新たな協定非適合措置を採用すること及び一度措置を協定に適合する方向に緩和した場合に再度措置の強化ができない義務
- ※3 原則全ての分野を自由化の対象とした上で、自由化を留保する措置や分野を附属書に列挙する方式
- ※4 現状維持義務
- ※5 公共政策の正当な目的達成や安全保障上の重大な利益の保護に必要であると認める場合は例外的に妨げられない

(出所) 筆者作成

(3) 最終規定 (第 20 章)

本協定は、ASEAN構成国等のうち少なくとも6か国、ASEAN構成国以外の署名国のうち少なくとも3か国が批准等を終えた60日後に発効する(第20.6条)。また、本協定の更新及び強化のため、発効後5年ごとに一般的な見直しを行う(第20.8条)。さらに、本協定発効後18か月を経過した後、全ての国又は独立の関税地域は本協定への加入が可能となる一方、原交渉国であるインドについては協定発効日からの加入が認められている(第20.9条)。

4. 本協定の今後の課題

(1) インドの離脱

インドはGDP約2.9兆ドル、人口約13.7億人(ASEANの約2倍)であり(いずれも2019年ベース)、2019年には5.0%の経済成長率となる等、アジア第3位の経済規模の大国である。前述のとおり、インドは2019年に交渉から離脱したが、本協定においては原交渉国として発効直後からの加入が認められている。交渉に当たってのインドの主要な懸念は、①輸入急増に対する保護(セーフガード措置)が不十分であること、②締約国が原産地規則を迂回する可能性があること、③関税基準年が2014年であること¹⁴等であったとされる¹⁵。また、インドは自然人の移動(特にコンピュータ関連サービスや情報技術サービス等の専門家の国境を越えた移動)の簡素化に関し、多くの交渉国が譲歩しなかったことに不満を持っていたとされる¹⁶。

インドの離脱により、本協定において中国が主導権を握るようになるとの指摘もある¹⁷。一方、RCEPにおける中国の存在はインドとは無関係に大きく、また、本協定署名時の共同声明¹⁸にASEANの中心性について言及があり、さらに通商交渉において中国と共に先進国に対抗することが多いインドが離脱したとしても、中国が有利になるとは考えにくく、中国主導となる見方には慎重になるべきとの論調もある¹⁹。

また、インドの早期復帰についても、モディ政権はこれまで締結した自由貿易協定(FTA)が輸出の促進に結び付いておらず、むしろ貿易赤字が拡大していることから、更なるFTA締結に慎重であり、本協定への復帰に向けては高いハードルがあるとの指摘がある²⁰。これについて梶山経済産業大臣は、「インドのRCEP加入のために最も重要なことは国際的なサプライチェーンにつながる競争力のある産業がインド国内に立地する環境を整備していくこと」であり、「日本としては、日印産業競争力パートナーシップにおいて、

¹⁴ インドは2014年の関税が仮に2022年に適用されたとした場合、例えば近年引き上げた電子機器や携帯電話等の関税率を2014年の水準に戻さなければならず競争力が失われるとして、基準年を2019年にすることを主張していたとされる(“RCEP: 5 reasons why India stayed away from world’s largest trade deal” Business Today, November 16, 2020等)。

¹⁵ “India Refuses To Join RCEP; Industry Body Thanks PM Modi” Outlook, November 4, 2019.

¹⁶ “India awaits offers on easy access to professionals across borders” The Economic Times, July 15, 2019.

¹⁷ 浜中慎太郎「RCEP署名は何を意味するか: 地経学的見方」『IDEスクエア-世界を見る眼』(2020.11)

¹⁸ 外務省ウェブサイト<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100114950.pdf>>

¹⁹ 前掲脚注11 3頁

²⁰ 福地亜希「東アジアにおける地域包括的経済連携(RCEP)協定締結の意義」『IIMAの目』(2020.11.24)

物流の効率化や繊維分野の競争力強化といった協力を進める」と述べている²¹。

（２）本協定の内容の拡充

政府は本協定の経済効果分析について、本協定がない場合と比較し、最終的に実質GDP水準が約2.7%（約15兆円、2019年度ベース）、労働は約0.8%（約57万人、2019年ベース）増加するとしている²²。しかし、本協定の関税撤廃率は、前述のとおりTPPの関税撤廃率を下回っており、日本との関係においても関税撤廃に時間が掛かるものが多い。また、ルール分野の規定については、TPPと比較すると多くが低い水準であり、例外や見直しが規定されている。さらに、TPP等で規定されている国有企業、環境、労働に関する章がないため、今後の交渉でこれらの章が加わることが望ましいと考えられる。

この点、茂木外務大臣は「まずは、できる限りレベルの高い協定を目指しつつ、早期の発効と着実な実施を通じて地域の望ましい経済秩序につなげていくことが重要」だとしている。さらに、「後発途上国にしてもさらなる発展が望まれてくる。そういう状況を見ながら、今後、見直す場合にはどういう規定にしていくか、更にレベルを上げていくことも視野に入ってくる」とも説明している²³。

（３）本協定締結後の日本のメガFTA政策

TPP、日EU・EPAに続きRCEPに署名したことで、日本が取り組んできたメガFTA政策は一段落することとなった。日本は2021年のTPP議長国であり、また、中国・韓国がTPPへの加入も検討する旨を表明している中、RCEPとTPPを二大EPAに据えることを考えた際、米国のTPP復帰を促すべきとの議論もある²⁴。しかし、国内経済の立て直しを優先するバイデン新政権は、中国に対しあらゆる可能な手段を用いて不公正貿易慣行に対処するとしつつ、人権侵害への対応を最優先課題とするとしており²⁵、TPPを対中戦略の重要な要素として位置付けない限り、米国のTPP復帰は見込めない²⁶と考えられる。この点、茂木外務大臣は「世界で保護主義や内向き志向が強まる中、日本は、TPP11以来、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA、RCEPなど、自由貿易の旗振り役としてリーダーシップを発揮してきた」とあり、「引き続き、日本が推進してきた自由で公正な経済圏の拡大や、ルールに基づく多角的貿易体制の維持強化に取り組む」との姿勢を強調している²⁷。

（あらき ちほみ）

²¹ 第203回国会衆議院経済産業委員会議録第3号16頁（令2.11.20）

²² 外務省ウェブサイト<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100162437.pdf>>

²³ 第203回国会衆議院外務委員会議録第3号5頁（令2.11.18）

²⁴ 『日本経済新聞』（令3.1.20）

²⁵ “2021 Trade Policy Agenda and 2020 Annual Report” USTR, March 1, 2021, p.3.

²⁶ 菅原淳一「バイデン政権の通商政策の展望 多国間協調への転換と『米国第一』の継続」『みずほインサイト』（2021.2.9）8頁

²⁷ 第204回国会参議院本会議録第1号6頁（令3.1.18）